

オンライン診療受診施設の新規設置までの流れ

設置前	オンライン診療受診施設の平面図が決まったら、まずは保健所窓口にて、事前にご相談ください。構造設備に医療法上の問題がないか確認します。
設置日～ 10日以内	○オンライン診療受診施設設置届【第7号様式の2（第3条関係）】 添付書類：①敷地周辺の見取図（GoogleMap等も可） ②敷地面積及び平面図（敷地面積がわかる求積図又は登記簿の写し） ③建物の構造概要及び平面図 ・平面図は、患者の所在場所等を表示したもの。 「患者の所在場所」は、清潔・安全、外部から隔離された空間であること（プライバシー）に適合していなければならない。 ④（法人の場合のみ）定款、寄附行為又は条例 ⑤チェックリスト（オンライン診療受診施設 Ver）

医療法に基づく申請書等は、次の URL からダウンロードできます。

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/4780.html>